

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和元年7月発行 第14号

～特別償却制度を利用できる医療機関等について～

長時間労働の実態にある医師の勤務時間削減を目指すために、2019年4月から医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の機器等について、取得前に「医師等勤務時間短縮計画」を作成し、高知県医療勤務環境改善支援センターの助言・確認を受けた後に取得すれば、特別償却ができることになりました。
(手続きの流れは前号をご参照ください。)

今回は、この「医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度」を利用できる医療機関と対象設備についてお答えします。

Q：特別償却制度を利用できるのは、どのような医療機関ですか？

A：時間外勤務をしている医師がおり、その医師の時間外を短縮しようとしている医療機関です。

Q：対象となる設備とは具体的にどのようなものですか？

A：導入することにより、結果的に医師の時間外勤務時間が短縮できるもの（30万円以上の機器等（周辺機器も含む））です。

新規購入、買い替え、リース取引（所有権移転外リース取引による取得を除く。）により取得した器具・備品・ソフトウェアを対象としていますが、中古品は対象外です。



＜対象設備例＞※必ず取得前に「医師等勤務時間短縮計画」を作成し、当センターの助言・確認を受けてください。

- ・ICカード、タイムカード、勤怠管理ソフトウェア等、客観的に医師の在院時間等の管理が行えるもの
- ・勤務シフト作成支援ソフト等、医療従事者の効率的な配置管理が行えるもの
- ・AIによる音声認識ソフトウェア、それら周辺機器など、医師が記載（入力）する内容のテキスト文書入力が行えるもの
- ・画像診断装置（CT）など、救命救急センター等救急医療現場において短時間で正確な診断を行うためのもの
- ・ベッドサイドモニター、患者モニターなど、呼吸回数や血圧値、心電図等の病態の変化を数日間のトレンドで把握するためのもの
- ・手術支援ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、画像診断装置等、在宅診療用小型診断装置など、医師の診療行為の一部を補助又は代行するもの
- ・遠隔診療システム、遠隔画像診断迅速病理検査システム、医療画像情報システム、見守り支援システムなど、医師が遠隔で診断することに資するもの
- ・院内搬送用ロボット、患者の離床センサーなど、医師以外の医療従事者の業務を補助するもの
- ・通信機能付きバイタルサイン測定機器やタブレット等を活用したシステムなどにより予診を行うもの
- ・電子カルテ、カルテ自動入力ソフトウェア、レセプトコンピューター、医療画像情報システム、画像診断部門情報システム、医療情報統合管理システム等診断情報と医師の指示を管理できるもの
- ・医療機器トレーサビリティ推進のためのUDIプログラム、画像診断装置等のリモートメンテナンス、電子カルテ、レセプトコンピューターのリモートメンテナンスなど
- ・上記以外にも対象機器となる場合がありますのでお問い合わせください。

この特別償却は、令和3年3月末までです。
医師の時間外勤務が多い医療機関は、この機会を上手く活用しましょう。
また、当センターでは、医師の勤務時間削減についての相談も受け付けています。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

医師の勤務時間削減の波にのろう！

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

